

平成26年 第11回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成26年11月28日(金) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 徳久 信義 3番 大西 準一
5番 森崎 英明 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 加藤 重喜 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会期の決定(下記のとおり)
第3 諸報告
第4 同意第1号 農業委員会委員の辞任について
第5 議案第53号 農地移動適正化あっせん事業について
第6 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認に
ついて
第8 議案第56号 非農地証明交付申請の承認について
第9 議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
係 長 永友亜紀子

(開会14時00分)

[事務局]

それではただいまから平成26年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議 長]

こんにちは。それでは始めます。本日の委員13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の「議事録署名委員及び会議書記の指名」を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、13番永友清太委員、14番渡瀬俊弘副会長を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期の決定」については別記のとおり、本日11月28日の一日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日11月28日の一日間と決定しました。

議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告です。業務報告11月。4日火曜日、現地調査、金崎委員・徳久委員、事務局から川越農地相談員です。5日水曜日、高鍋町農業者年金受給者協議会会員交流会が中央公園で開催されました。会長、事務局からは全職員が出席しております。5日水曜日、高鍋町新農業振興対策協議会農政部会が開かれております。会長が出席しております。5日水曜日、現地調査、森崎委員、事務局からは川越農地相談員が参加しております。6日木曜日、現地調査 木浦委員・森委員、事務局からは川越農地相談員が出席しております。6日木曜日、西都児湯市町村農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同視察研修が熊本で開催されております。会長、事務局からは鳥井が出席しております。7日金曜日、同じく視察研修が行われました。会長・鳥井が出席しております。7日金曜日、現地調査 永友祥一委員・加藤委員、事務局からは川越農地相談員が参加しております。10日月曜日、農地現況調査 宇治橋委員・坂本幸委員、事務局からは川越農地相談員が参加しております。11日火曜日、農地現況調査 渡瀬副会長、事務局からは川越農地相談員が参加しております。11日火曜日、高鍋町SAP会議・高鍋町SAP会議OB・高鍋町農業委員会交流会が行われました。委員から8名の委員さんと、事務局からは鳥井が出席しております。12日水曜日、農地現況調査 永友清太委員・坂本会長、事務局からは川越農地相談員が参加しております。13日木曜日、大分県日出町農業委員会が視察研修という事で高鍋町に見えられまして、視察研修をされました。会長・事務局からは鳥井が参加しております。21日金曜日、宮崎県農業会議第406回常任議員会議が宮崎県庁で開

催されております。会長が出席しております。21日金曜日、現地調査 坂本幸委員・大西委員・森崎委員、事務局からは鳥井・永友係長が出席しております。28日金曜日、平成26年高鍋町議会臨時会が開かれました。会長、事務局からは鳥井が出席しております。28日金曜日、本日農業委員会総会です。全委員・全職員が出席しております。

業務計画12月です。2日火曜日、平成26年高鍋町議会初議会、会長事務局からは鳥井が出席予定です。12日金曜日、平成26年第4回高鍋町議会定例会が開会予定です。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。18日木曜日が現地調査となります。坂本会長・渡瀬副会長・加藤委員、事務局からは鳥井・永友係長が出席予定です。22日月曜日、宮崎県農業会議第407回常任会議員会議が宮崎県トラック協会で開催される予定です。会長が出席予定です。25日木曜日、平成26年第4回高鍋町議会定例会閉会の予定です。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。25日木曜日、農業委員会総会です。12月につきましては、26日が仕事納めとなりますので、25日が総会となります。全委員・全職員出席予定です。26日が仕事納め式で、会長・事務局からは全職員が出席予定です。1月になりますけど、5日が仕事始め式となります。会長・事務局からは全職員が出席予定です。以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。平成26年10月28日、農業委員会総会承認分です。農地法5条申請、平成26年10月21日に現地調査を行っております。

借受人 ○○○○、貸渡人 ○○○○、転用目的は店舗及び露天駐車場で問題ありません。11月21日付けで許可となっております。

続きまして4ページをご覧ください。合意解約届出について。農地法第3条申請による使用貸借契約がなされていましたが、このたび合意解約届出が提出されましたので報告いたします。

1番 大字○○字○○ ○○番 畑 2,039 m²。使用借受人 ○○大字○○○○番地 ○○○○、使用貸渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日、解約成立日、土地引渡日はいずれも平成26年11月14日となっております。

続きまして、別紙でお配りしております「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」報告を申し上げます。議案をお配りした際に漏らしておりました。申し訳ありませんでした。では説明いたします。

「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」。1番 ○○大字○○○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 721 m² 他5筆。取得日は平成26年10月22日、相続によるものであっせんによる希望

はありません。以上です。

[議 長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。はい、13番

[13番]

12月の業務計画の総会の開始時間は15時でいいんですか

[事務局]

はい、15時です。いつもは14時なんですけど、15時でお願いいたします。議会が25日で閉会となっておりますので、何時までかかるか分かりませんでしたので時間を1時間ずらさせていただきました。

[13番]

分かりました。

[議長]

他にはございませんか。それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

議事日程第4の同意第1号について事務局より説明をお願いします。

[事務局]

5ページをお開きください。町議会選出で徳久議員に農業委員会委員を務めていただきましたが、先の町議会選挙におきまして町議会議員構成が変わることから、徳久議員より辞任届が提出されましたので同意1号といたしまして提示いたします。

同意第1号「農業委員会委員の辞任について」下記の委員から高鍋町農業委員会委員を辞任したい旨届けがありましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき農業委員会の同意を求めます。記 住所 ○○大字○○○○番地 氏名 徳久信義。以上です。

[議 長]

ただいま、事務局からの説明がありました。ご質問・ご意見はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから本同意案件に同意いただける方の起立をお願いいたします。起立全員と認めます。よって本同意書は同意されました。

それでは議事に入ります。日程第5 議案第53号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6ページをお開きください。議案第53号「農地移動適正化あっせん事業について」売渡の申出です。

1番 申出年月日 平成26年11月20日。申出者 ○○ ○○ ○○番 ○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 428㎡ 他8筆。この件につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質問なし】それではあっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1番 担当委員 10番 加藤重喜 委員
順番委員 8番 永友祥一 委員 お願いします。

日程第6 議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局9ページをご覧ください。議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 2,370㎡。貸付人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、借受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。この件につきまして、担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。谷坂を上った所に黒木商店がありますが、それを50メートル西の方に行ってそこから南牛牧に行く道を100メートルくらい行った所です。○○○○さんは一昨年宮崎農業実践塾にて修学されて、奥様、お父さん、お母さん達と就農されています。作物は甘藷・千切り大根だという事です。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

説明いたします。先日、坂本委員・大西委員それと局長・永友係長と現地を調査してきました。日頃から見ておりますが大変真面目で甘藷の栽培もしておられますし、きれいに整備して作付がしてありました。問題ないというふうに思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

11ページをご覧ください。農地法第3条調査書を添付しております。農地法第2項各号に該当している場合には、この申請は許可出来ないこととなっておりますが、すべてに該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。〇〇〇〇さんは申請地近くで甘藷や大根を栽培しており、申請地でも甘藷を栽培されるという事で問題はないと思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか
はい、1番

[1番]

賃借料はいくらでしょうか

[11番]

2,370㎡で年間〇〇円という事です。

[議長]

他にはございませんか

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5,751 m²。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の坂本委員よりご説明をお願いします。

[11番]

説明いたします。場所は山下坂を登りきった所の一等農地です。作物はかりんとうなどの加工甘藷だそうです。ちなみに賃借料は 5,751 m²で年間〇〇円だそうです。よろしくお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

先ほどの通り、何ら問題ないという風に思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

12ページをご覧ください。この件につきましても、農地法第3条第2項各号に該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[3番]

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 805 m²。譲渡人 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の加藤委員よりご説明をお願いします。

[10番]

説明いたします。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの水田を買うという事ですが、場所的には宮田の畑田の西の方に 300 メートルくらい入った所になりますが、かなり道路から入っております。周りは堤防とか竹とかあるようでございます。〇〇〇〇さんの方からこの土地を売りたいという事で〇〇〇〇さんに連絡があって、長年〇〇〇〇さんが耕作していたという事で買い取る事になったそうでございます。〇〇〇〇さんは5～6年前までは〇〇〇〇でしたが、今は退職して奥さんと和牛を飼って、水田・レンコンなんかを作付しておられます。よろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

説明いたします。同じく21日の日に坂本委員・大西委員・局長・永友係長と現地の調査をいたしました。現在は牧草が植えてあり、きれいに整備をされて取り組まれているという風に思いました。問題ないという風に思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

13ページをご覧ください。この件につきましても、農地法第3条第2項各号すべて該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。〇〇〇〇さんは申請地周辺で水稻を栽培しており、この地につきましても長年耕作してきており、今回〇〇〇〇さんの希望により買い受けるもので問題はないと思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんかはい、10番

[10番]

ちなみに購入価格は〇〇円だそうです。

[議長]

[事務局]

14ページをご覧ください。この件につきましても、農地法第3条第2項各号すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。〇〇〇〇さんは申請地及び周辺地で水稲やお茶を栽培されており、今回申請地を買い受けるもので、問題ないと思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 674 m² 他2筆。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。地上権の設定でございます。この件につきまして、担当の坂本幸委員よりご説明をお願いします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇くんと〇〇〇〇様は親子であります。この場所は石井記念やまばと保育園の運動場のすぐ東側の隣になります。息子さんよりお父さんへの使用貸借で、現在は甘藷が植えてあります。使用貸借の目的としては後ほど5条許可申請で説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

現在は甘藷を植えていらっしゃいます。何ら問題ないというふうに思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

この件につきましては地上権の設定となっております。後ほど出てきますが、農地法5条申請にある営農型発電施設の建設に伴うもので、農地の空中部分を使用する為に設定するものです。地上権の設定については、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はございません。当概農地及び周辺農地の営農条件に支障が生ずるおそれがなく、この農地における権利者の同意を得ていると認められる場合には許可するものとするというふうにされております。後ほど5条申請の時にご説明したいと思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、本3条申請につきましては、関連5条申請と共にご意見・ご質問をいただきます。

次に日程第7 議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15ページをお開きください。議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積 2,039 m²。権利 賃貸借です。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇 〇〇町 〇〇番 〇〇〇〇。転用目的は太陽光発電施設となっております。担当の大西委員より説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は現在まではブロイラーの鶏舎があった土地の東側にある土地です。ちょうど追分と新山との入り口のそばにある土地で、今現在は、竹やぶになって荒れております。今度、太陽光をするという事で鶏舎の跡地と一緒に太陽光をしようという事で計画しておりますので、現在は本当に農地としては使える状態ではありません。太陽光とするという事になると、利用されるのかなと思っております。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

報告いたします。今、大西委員の説明の通り、鶏舎跡地の北側にある土地です。今の状態を太陽光発電にという事で問題ないと思いました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから10ha未満であることから第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電となっており、転用面積は2,039㎡となっております。代替地を検討した結果、貸主との折り合いがついたため、農地利用していない荒れ地となっている土地につきまして有効利用したいという事が理由として挙げられております。

申請地は第2種農地となるため、転用許可対象となります。雨水については、自然浸透、周辺にフェンスを設け周辺地域の土砂災害等を守る事となっております。

事業費は、賃借料〇〇年間で〇〇円だそうです。太陽光発電工事一式〇〇円となっております。金融期間の融資予定証明依頼書に金額が示されており、事業費的には問題ないと考えます。また、経済産業省の設備認定通知、九州電力からの工事費負担金請求書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか、はい、2番

[2番]

ソーラーに関する問題で経済産業省と九電が渋っているという事がありますけれども、この件に関してもう一件また出てきますけど、そこら辺の買取の話というのは付いた上での話ですか

[事務局]

経済産業省の設備認定通知というのは以前から添付されていたんですけども、新たに工事をする事が確約される資料という事で九州電力からの工事費負担金請求書を添付してもらうことになっております。何の請求書かといいますと、電気を売るにあたりまして、電柱とかそういう施設につきまして今までは

九州電力が持っていたんですけれども、その分を事業主が電柱に線を通す部分を払うという事で、そこら辺の話が付いた上での申請という事になります。

[議長]

その他に何か質問はありませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積10㎡。所有権移転となっております。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、譲受人 〇〇 大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は農業用倉庫敷地の拡張となっております。担当の森崎委員ご説明をお願いいたします。

[5番]

説明いたします。場所につきましては、宮越の立花神社がございますが、道路を隔てて東側に200メートルくらい行ったところであります。北側南側に道路、東側に倉庫という事がありますが、その西側に10㎡の倉庫拡張という事です。〇〇〇〇さんにつきましては農業を経営しておられ、大変優良な農家です。倉庫拡張という事で問題ないというふうに思います。よろしくお願ひします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

報告いたします。森崎委員の説明通りです。倉庫の隣の敷地が畑になっていて荒れていました。そこに売りの看板が立っていました。そこを〇〇〇〇さんが自己資金で10㎡〇〇円で買われると言う事です。問題ないかなということですのでよろしくお願ひします。

[議長]

はい、5番

[5番]

ちょっと説明が洩れました。周辺に迷惑をかけないという事でブロック塀の併設をされるという事です。問題ないと思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域第2種中高層住宅専用地域に用途が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は農業用倉庫敷地の拡張であり、面積は10㎡となっています。申請地は第3種農地であるため転用許可対象となります。農業倉庫敷地として利用している土地が隣接地境界ぎりぎりまでの利用となっており、以前より拡張を考えていたところ隣地が売却されるということで第3者に売り渡される前に購入を申し出たところ、今回の申請に至っております。

北側は道路、南側は宅地、東側は申請者利用の倉庫、西側は畑となっております。土砂流出を防ぐためブロック塀を設置することとなっております。

事業費は〇〇円、内土地代が〇〇円となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。事業費的には問題ないと考えます。

なお、隣接地、〇〇字〇〇 〇〇番 宅地についても14.66㎡を購入予定となっております。こちら購入予定の土地につきましては、24ページをお開きください。農地転用申請ですので、農地の部分しか書いてございません。赤の部分しかないですけれども、これをずっと下の方、道路の方までだいたいこの幅で伸ばした分の土地を購入される予定です。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 面積727㎡ 他1筆。所有権移転となっております。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲

受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。転用目的は賃貸住宅建築となっております。担当の加藤委員より説明をお願いします。

[10番]

説明いたします。田んぼを○○○○さんが買って賃貸住宅を作るというものでございます。場所は高鍋東中学校の運動場から南西の方に150メートルくらいの所にあります。25ページを見てもらえると解りますが、住宅と道路に囲まれております。道路をまたいで南の方に田んぼがありますが、この田んぼも周りは住宅と道路に囲まれております。分譲宅地ということですので問題はないかと思われます。よろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

この土地は加藤委員が言われたように、周囲はほとんど宅地になっていて、今現在は荒れていたかなという状態です。すぐそばに雨水を流せるように側溝があって、別に問題はないのかなと思っております。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められている地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。

転用目的は賃貸住宅建築であり、事業の一環として建築するものであります。申請地は第3種農地となるため転用許可対象となります。雨水については北側排水路に放流し、周辺にブロック塀を設け、土砂の流出を防御し、汚水については公共下水道へ接続することとなっております。

事業費は土地代○○円、建設費○○円、造成費○○円、合計○○円となっております。資金については金融機関の残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質

疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

〔事務局〕

16 ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 674 m²その内 2.041 m²が転用となります。

次の土地 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 2,343 m²その内 359.689 m²が転用となります。

3番目の土地です。大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 2,050 m²その内 256.017 m²が転用となります。全体は 5,067 m²でその内 617.747 m²が転用となります。権利につきましては、先ほど3条申請でございました通り使用貸借となります。

貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は営農型太陽光発電事業となっております。担当の坂本幸委員より説明をお願いいたします。

〔11番〕

説明いたします。3条申請されたこの目的について説明いたします。営農型太陽光発電を行うために2mから2.5mの高さの架台を設けて、その上にパネルを並べるという事です。その下にハランを植栽されるという事です。ハランについて私も知識がないので資料で説明したいと思います。

ハランというのは販売先として〇〇 〇〇の会社が〇〇〇〇さんとの確約書を交わしておられます。出荷先として〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇などとなっております。1枚目の資料では1枚が〇〇円となっておりますので、すごい値段じゃないかと思われれます。太陽光発電については事務局の方で説明いただくといいかなと思います。だいたい1反当たり 100 株植えた時に 6,600 枚くらい取れるという事です。それに〇〇円をかけていただくと売上が反当〇〇円という事です。ハランというのは日陰に育つらしいです。太陽光のパネルの下だったらこれが育つという事でこういう計画を立てたと思います。どうかよろしくをお願いします。

〔議長〕

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

説明いたします。この土地は先ほど坂本委員が言われたようにやまぼと保育園のすぐ南側にある土地で、南側は畑で北側はほとんど宅地になっておりました。それで現在は甘藷が作付されておりました。東側の方は道路に面していて、営農型で雨水に対してはそのまま地下浸透という事だそうです。周りにはフェンスが設けられるという事ですので、考えたところいいのかなあとは思っています。どうぞよろしくお願ひします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願ひします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されます。転用目的は営農型太陽光発電事業であります。営農型太陽光発電とは太陽光発電パネルを通常より高い位置およそ2m以上の位置に設置し、その下空いたスペースで営農・作物を栽培するものであります。これにつきましては、一時転用となり3年ごとの更新が必要となります。1年ごとに作物の収穫量を報告していただき、その反収が通常栽培される状態の作物反収と比較して8割を下回らないことが必要条件となっております。営農型太陽光発電施設は1種農地であっても転用許可対象となります。通常1種農地でしたら、特例事項がない限り許可にならないんですけど、営農型太陽光発電施設でありましたら1種農地でも設置ができるという事になっております。

今回栽培される作物はハランという作物で生け花・料理店での使用が主なものとなっております、山林等日陰で栽培されるのが通常であるということです。上が太陽光で日陰が出来ても、育つ作物だという事です。お手元にある営農計画も提出されており、反収においても8割は下回らないということで報告されております。転用面積は農地全体ではなく、太陽光発電施設の支柱等が転用面積となります。支柱も含めた通路等も転用の面積となります。先ほど申し上げた一番上でしたら、674㎡その内2.041㎡が支柱の面積ということになります。5,067㎡の内617.747㎡という転用面積については、支柱の面積あるいは耕作地の中に作る作物、耕作するのに必要な道路の面積という事になります。形状としては営農型太陽光発電施設を作った上で、今の状態の農地に支柱で支えられた太陽光発電施設があり、そこに作物収穫の通路ができるという形で、農地自体には大きな形状の変化は生じません。

全体事業費は〇〇円程度となっております金融機関の融資予約証明書、残高証明書が添付されております。また、経済産業省の設備認定通知、九州電力の工事

費負担金請求書、一時転用ですので太陽光発電施設撤去に関する確約書が添付されております。一時転用になりますので、3年過ぎて作物が全然耕作されていない状態でしたら、撤去して現状に戻してくださいという事になりますので、そちらの撤去に関する確約書も添付されているという事です。申請地はそのまま営農を行いますので、付近の土地・作物に被害を与える心配はないという事でありましてけれども、確約書も添付されております。また、一ツ瀬川土地改良区の未施工区になりますので、改良区からも差し支えないという意見書が添付されているところです。以上です。

[議長]

ただいま、説明・報告が終わりました。それでは先の3条申請も含めて、ご意見・ご質問はございませんか、はい14番

[14番]

他にこういう設備・施設というのは宮崎県内にあるわけですか？

[事務局]

聞いたところによりますと、〇〇市〇〇に施設があるそうです。そこは作物はセンリョウをやっている所があるそうで、県内では2例目という事になります。全国的にも珍しいという事です。以上です。

[議長]

他にはございませんか、はい2番

[2番]

まだピンときてません、防除とか除草はどうなるんでしょう。日陰で草刈った時に、ソーラーが傷つくとかそういった事はないんでしょうか。後、灌水はどうするんでしょう。どの程度の水で育つのかなと、そうする事によって今度は逆にいろんな事が考えられるなあと思ったんですけど、そういうのはどうなるんでしょうか

[事務局]

本日お渡しした最後のページをご覧ください。高さ的には2.8mでハランが80cmになりますので2m程度の作業場スペースが出来ます。つきましては太陽光パネルは屋根になりますので、容易に防除は出来ると思います。灌水につきまして、どの程度水をやればという事ですけれど、今回のハラン栽培につき

ましては、ハランを実際に栽培している方が営農指導を行うという事で確約書
が添付されているところです。以上です。

[2番]

ハランは高鍋では初めてなんですか

[事務局]

高鍋で仕事として製品を作っている方はいないそうです。庭先には結構あります。〇〇でハランを作って出荷されてる方がいらっしゃるそうなん
なんですけれども、作物に関するデータをいただいたらどうかという話はした
んですけれども、なかなかそこら辺の話はうまくいかなかったみたいで。〇〇
で大々的にやってらっしゃる方がいるみたいで、そちらの方からデータや営農
指導を受けるそうです。

[1番]

川南とか佐土原の直売所で見た事があります。

[11番]

大々的に宮崎県ではこういう形で作っている所はないと聞いたんです。商売
ですのような所は宮崎県ではないという事でした。

[5番]

売り先については持ってらっしゃるんじゃないでしょうか。

[事務局]

売り先については、先ほど坂本幸委員から報告がありましたように、2ペー
ジ目の中ほどに選別場所・出荷先という事で〇〇・〇〇・〇〇〇〇で、出荷し
たものは加工されているそうです。以上です。

[5番]

面積表示ですけど、小数点3位というのは委員会の中では制限というのはな
いんですかね

[事務局]

面積につきましては、図面がございましてその大きさから算出しております
ので、㎡についてはそういう単位で出てくる訳で、15cmだったら小数点第4

位まで出てくる訳で、そういう風な形を出していただきました訳ですから小数点第3位まで出てくる訳です。

[7番]

営農型の相談という事で、3年間許可という事になりますが、その後また転用の申請があるという事ですね。

[事務局]

3年の期限があるんですけども、営農も続けるという事であればまた申請は可能なので、一時転用ではありますが実際は続ける事は可能です。また毎年の報告を見て、収量が下がっていったと判断された時には、場合によっては撤去をお願いすることになるかもしれないです。

[議長]

その他にはありませんか、はい2番

[2番]

雨が降った時は地下浸透ですか

[事務局]

地下浸透というふうに聞いております。側溝とかは作らずに地下浸透。今の形状とほとんど変わりませんので、畑の上に柱が何本か立ってその上に太陽光があるというような事ですので、雨水については自然浸透というふうに聞いております。以上です。

[11番]

パネルはある程度透かすじゃないですか。パネルの間も雨は落ちると言う事です。排水も作らないといけないとという話もしたんですけど、それはいらないと。すき間から落ちる雨水で下を潤すとおっしゃっていました。

[議長]

他にはございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。関連する3条申請、5条申請について原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第8 議案第56号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

33ページをお開きください。議案第56号「非農地証明交付申請の承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 現況は山林原野となっております。面積 802 m²。所有者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。非農地の理由として、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用する事が困難な土地という事で申請があがっております。担当の坂本会長より説明をお願いします。

[15番]

説明いたします。この土地は切原地区にあり、川南との境で傾斜地になっており、山林原野となっている状態の所です。〇〇〇〇さんが48年前の昭和41年に農地として購入されましたが、しばらくは耕作されてたとの事ですが、通路幅が狭く不便なためそのままにしていたところ、雑草が生い茂り荒地になり現在に至ったという事でした。手のつけられない感じで山林原野という状態でした。始末書も出されていますのでよろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

説明いたします。この土地は行ってみたら会長が言ったように笹藪と大きな杉の木が立っておりました。すぐそばに1mくらいの側溝があって、それを渡らなければならないという事になると、田んぼとして出来るような状態ではございませんでした。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は樹齢、推定50年程度の杉の木がほぼ全域に生えており、10年以上耕作放棄されていることが伺えます。農地全面には幅1.3m、深さ0.8

mの水路が設置してあり、背面は山林となっており将来的に農地として使用する事が困難な土地と判断できます。

農振農用地でもなく、農業に対する公共投資の対象となった農地でもないようであります。また、全面水路を渡ると農地の広がりがございますが、当農地は集団性のある優良な農地とはいえないと判断いたします。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第9 議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

37ページをお開きください。議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」です。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,703㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の木浦委員よりご説明お願いいたします。

[6番]

説明します。〇〇〇〇さんは認定農家で、繁殖和牛を長いことやってらっしゃる方です。借りた田んぼで飼料用の稲を作るという事で相対で買われるそうです。金額は反当〇〇円という事です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これもちまして、平成26年

第11回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時10分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 13番

署名委員 14番